

ガソリン・灯油・軽油の運搬に関する注意点

容器

- ◆ ガソリンは試験確認済証等が表示された金属製容器を使用してください。
※灯油用ポリエチレンかんにガソリンを入れるのは**厳禁**です。
- ◆ 灯油は試験確認済証等が表示された灯油用ポリエチレンかんを使用してください。
※飲料水用の白いポリ容器は使用しないでください。
- ◆ 軽油は試験確認済証等が表示された金属製容器を使用してください。
※軽油用として試験確認されたポリ容器はありません。試験確認済証が表示された金属製容器は使用可能です。「**軽油**」と表示して使用してください。

《金属製携行缶》



《灯油用ポリ容器》



《飲料水ポリ容器》



※ 消防法では不適切な容器で運搬することを禁止しています。

積載・運搬

- ◆ ノズルを付けたままにせず、容器のキャップを完全にしめてください。
- ◆ 吹きこぼれ防止のため、満タンに入れなくて十分な空間を有してください。
- ◆ 容器は車両に固定し、転落、落下、転倒し破損しないようにしてください。
- ◆ 急発進や急ブレーキ等を避け、安全に走行してください。
- ◆ 積み替えや駐停車は、安全な場所でしてください。

その他

- ◆ 危険物は静電気火花でも着火することがあります。「**火気厳禁**」の徹底をお願いします。
- ◆ セルフ方式のガソリンスタンドでは、利用者本人がガソリンや軽油を容器に入れる行為は禁止されています。
- ◆ ガソリンスタンドなどでは不適切な容器に燃料を販売しません。危険物取扱者の指示に従ってください。



伊達地方消防組合消防本部予防課
TEL024-575-0181 FAX024-575-4103
<http://date119.jp/>

